

回 覧

令和 7 年 3 月

地域のみなさまへ

南伊豆町長 岡 部 克 仁

空き家現地調査実施のお知らせ

平素より本町住宅行政に対し格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成27年2月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づく対策や措置法、過年度に実施した空き家等実態調査により抽出された空き家の経年変化状況を把握し、空き家等対策計画を策定する上での基礎資料を作成する事を目的として実態調査を実施することになりましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記問合せ先までご連絡をお願い致します。

記

1	業 務 名	令和 6 年度 空き家等実態調査業務委託
2	調査場所	南伊豆町内
3	調査期間	令和 7 年 3 月中旬 ～ 令和 7 年 4 月中旬 ※調査の状況により延長する場合があります。
4	業 者 名	昭和設計株式会社 沼津営業所
5	問合せ先	南伊豆町 地域整備課 公共管理係 鈴木 南伊豆町下賀茂 3 1 5 - 1 TEL 0558-62-6277 昭和設計株式会社 企画推進部 地理空間情報推進室 望月 静岡市葵区若松町 4 1 番地の 1 TEL 054-252-1846

空き家に関する実態調査について

南伊豆町では、町内の空き家に関する実態調査を行うことになりました。期間中、町が委託する業者の調査員が調査対象の建物の状況や構造等を外観から調査し巡回しますので、ご理解ご協力のほどお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記問合せ先までご連絡をお願い致します。

1. 調査目的

平成27年2月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」に基づく対策や措置法、過年度に実施した空き家等実態調査により抽出された空き家の経年変化状況を把握し、空き家等対策計画を策定する上での基礎資料を作成する事を目的として実態調査を実施します。

2. 調査内容

- 建物敷地外から調査対象の建物の外観の目視調査と写真の撮影を行います。
- 空き家と想定される建物については、その建物の状況（屋根・壁等の状態等）および管理の状態を調査し、調査票を作成します。

3. 調査委託業者

昭和設計株式会社 沼津営業所

4. 調査期間

令和7年3月中旬から令和7年4月中旬
※調査の状況により延長する場合があります。

5. 問合せ先

南伊豆町 地域整備課 公共管理係 鈴木

南伊豆町下賀茂315-1 TEL 0558-62-6277

昭和設計株式会社 企画推進部 地理空間情報推進室 望月

静岡市葵区若松町41番地の1 TEL 054-252-1846